

平成30年6月号

【発行元】

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会
〒501-3246

関市緑ヶ丘2-5-78

TEL : 0120-337-301

FAX : 0575-24-5733

月刊 あったかいご通信

月刊「あったかいご通信」を発行する土地活用研究会は、地域密着の建設会社が福祉施設の開業をサポートする全国50社の国内最大級のネットワークです。毎月、業界の最新情報や成功事例をお届けします。業界全般の最新情報や経営のコツ、利用者募集や人材マネジメントなどリクエストも大歓迎です！

※記事引用 ・厚生労働省 ・国土交通省 ・㈱官公通信社 ・高齢者住宅新聞社 ・福祉新聞 ・日本経済新聞 他

外国人受け入れ、新制度で大幅拡大 介護も対象 技能実習とも連結 政府原案



今後の深刻な人手不足を解消する方策を検討してきた政府は5日、外国人の受け入れ拡大に向けた基本構想を明らかにした。

就労を目的とした新たな在留資格の創設を目指す。介護は主要分野の1つだ。日本の現場で働くために必要なスキルは、業種ごとに設ける試験で確認するとした。コミュニケーション力の基準も業種ごとに定めるとしつつ、「日本語能力試験」のN4相当を原則にしてはどうかと踏み込んだ。

「移民政策とは異なる」と明記。在留期間の上限を通算5年とし、家族の帯同は認めないとした。ただし、希望する人が暮らし続けていける道は用意する。例えば介護福祉士の国家資格を取るなど、5年のうちに高い専門性を身につけたと証明することが条件。これをクリアした場合、期限がなく家族も呼べる在留資格への切り替えを認める意向を示している。

介護の現場に外国人を受け入れるルートは、

- 経済連携協定（EPA）の枠組み
- 技能実習制度
- 介護福祉士の養成校に留学・資格取得

3つがある。新たな在留資格ができれば4つ目。実現には出入国管理法の改正が必要となる。政府は改正後、農業や建設業も含めた業種横断的な受け入れの基本方針を閣議決定する予定。個々の特性を踏まえた業種ごとのルール作りはそれからで、介護分野の詳細もこのステップで決めていくとしている。法案の提出は早ければ今秋の臨時国会。

政府は技能実習制度と連結できる仕組みにしたい考え。今回の原案では、技能実習を3年以上行った外国人には新たな在留資格を試験なしで与えてはどうか、とも提案した。技能実習は最長で5年。原案のまま通れば、2つの制度を合わせて計10年働けることになる。

内閣府の担当者は会合後、「我々の原案はすでに日本で技能実習をしている外国人を除外するものではないが、最終的にどうなるかは今後の議論次第」と説明。「まずは与党内の調整。国会での審議も含め様々な場で多くの意見を汲み取りながら慎重に制度設計を進めていく」と話した。今回の原案には、日本人と同等以上の報酬や生活環境の整備、人権の擁護なども謳われており、その徹底も課題となりそうだ。